

(十四)別室登校に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、学校不適応の生徒に、別室(教室以外の学校内施設)を提供し、ホームルーム復帰ができるようになるのを目的として定めるものとする。(改正:平成23年3月)

(別室登校の定義)

第2条 不登校、又は不登校状態の初期、あるいは回復期に登校していても、教室へは行くことができない状態の時、別室に登校させることをいう。なおこの場合、生徒本人がホームルーム復帰に努力することを前提とする。

(別室登校生の認定)

~~第3条 別室登校生の認定は、何らかの原因により学校生活に不適応となった場合、サポート委員会において検討し、職員会議で審議の上、校長が行う。場合によっては、診断書等の提出もあり得る。~~

第3条 何らかの原因により学校生活不適応となった場合、別室登校の可否をサポート委員会において審議し、職員会議を経て校長が認定する。別室登校の継続についても同様とし、場合によっては診断書の提出もあり得る。

(令和2年3月改正)

(ホームルーム担任・教科担任の対応)

第4条 相談・教科等の指導については、サポート委員会で当該生徒への対応の仕方を話し合い、全職員の承認を得る。

(出席の取り扱い)

第5条 上記1条に該当する生徒の別室登校については、出席(出席日数に入れる)とする。欠課、遅刻の取り扱いについては、内規の「生徒出席簿の記入要領」の条項に準ずる。

第6条 ホームルーム担任は、毎日の別室登校状況を把握し、出席簿に記入する。

(教科の補充)

第7条 別室登校生の学習については、各教科担任で課題を準備し学習させる。

(評価の方法)

第8条 原則として定期考査を受験させるものとし、実技を伴う教科などの場合はレポートや課題等で総合的に判断する。評価は内規の「生徒の学習と評価 第2章 学習評価に関する規定」の条項に準ずる。

付 則： 別室登校と認められた生徒は、別室登校を始めた時点に遡り、出席取り扱いを行う。